

紫芳育英制度規程

(紫芳育英制度の目的と理念)

第1条 一般社団法人紫芳会（以下、「紫芳会」という。）は、東京都立立川高校の教育方針に基づき、社会に貢献する人材の育成を目的として、育英制度を制定し、学業・芸術・技能の分野で、自ら目標を掲げその達成に努力する立川高校生徒を支援することを理念として育英事業を運営する。

(育英事業の内容)

第2条 育英事業の内容は奨学金・報奨金等（以下「奨学金」という。）の給付とし、種類は次に掲げるものとする。

- (1) 学業の支援
- (2) 留学の支援
- (3) 活動・功績の顕彰

(育英事業の対象者の資格要件)

第3条 育英事業の対象とする者は、立川高校に在学中・在籍中の生徒であって、第2条に定める育英事業の種類ごとに次の資格要件を満たさなければならない。

- (1) 学業の支援

次の①かつ②に該当する生徒

(ただし、対象者の選考に際しては①を優先するものとする。)

- ①経済的な支援を必要とする生徒

給与所得者の場合は世帯全員の前年度総収入が

(4人世帯の場合) 概ね400万円以下

自営業その他の場合は世帯全員の前年度総所得が

(4人世帯の場合) 概ね300万円以下

- ②学業成績の評定平均が概ね3.0以上

- (2) 留学の支援

東京都教育委員会主催「次世代リーダー育成道場」研修生

- (3) 活動・功績の顕彰

運動系・文化系の各種競技大会・コンテスト・文化祭・研究発表会その他に出場して顕著な活動・功績をあげた生徒（個人・団体）

(奨学金の額)

第4条 奨学金の額は育英事業の種類ごとに次のとおりとする。

- (1) 学業の支援

1・2年生：年額17万円

3年生：年額25万円

(注)奨学金の給付は1年を限度とする。給付を受けた1・2年生が次年度も受けるためには、改めて応募し選定されなければならない。

- (2) 留学の支援

15万円

- (3) 活動・功績の顕彰

代表例として運動系競技大会の出場登録者数別の基準額（単位：万円）を下表に掲げる。下表に該当しない場合は、個別の事情を考慮して基準額から増減し、理事会の承認を得るものとする。

	1名	2～5名	6～10名	11名以上
①東京都の代表として上部大会（関東大会等）に出場	1	2	3	5
②東京都または地区の代表として全国大会に出場	3	5	8	10

(注)①の奨学金給付を受けた生徒が、同年度内に②の給付対象になった場合、①と②の差額を給付する。

(奨学金給付の業務手順)

第5条 奨学金給付に関する募集または推薦から給付までの業務手順は、育英事業の種類ごとに次のとおりとする。

(1) 学業の支援

- ①生徒・保護者に対し募集要項を配布（4月）
- ②事務局にて申込みを受け
- ③規程第6条に定める選考委員会を開催し候補者を選考
- ④理事会で給付対象者・金額等を決定
- ⑤事務局から決定者に支払い

(2) 留学の支援 及び (3) 活動・功績の顕彰

- ①立川高等学校長が候補者を推薦（随時）
- ②事務局にて推薦を受け
- ③理事会で金額等を決定
- ④事務局から決定者に支払い

(奨学金給付の対象者・金額・時期等の決定)

第6条 奨学金給付の対象者・金額・時期等は理事会が決定する。

ただし、(1)学業の支援の対象者については、理事会は第7条から第9条までに定める学業支援選考委員会（以下「選考委員会」という。）に候補者の選考を委任する。

(選考委員会の構成)

第7条 選考委員会は、以下の委員で構成される。

- (1) 理事 複数名
(全般とりまとめ)
- (2) 立川高校 1名
(学校側代表として意見を求める)
- (3) 紫芳会事務局 1名

(選考委員会の任務)

第8条 選考委員会は、(1)学業の支援に関する奨学金の適正な給付を目的として、次の任務を合議の上で行う。

- (1) 申込みのあった者の中から候補者を選考し、その際に必要があれば立川高等学校長に助言及び情報提供を求めるものとする。
- (2) 選考結果は理事会に報告し承認を得るものとし、理事会から指示があれば、速やかに対応の上報告する。

(個人情報の取扱い)

第9条 紫芳会は、育英事業の運営に関係して生徒の個人情報を取扱う場合に、「一般社団法人紫芳会における個人情報の保護に関する基本規程」を準用するものとする。

- 2 選考委員会は、選考の過程で取扱う生徒の個人情報が特に慎重に取扱うべき情報であることを考慮し、その適正な取得、育英事業目的以外の利用の禁止、紛失・漏洩等の防止、利用後の速やかな削除等を厳格に実施しなければならない。

(育英事業の財源)

第10条 紫芳会は、育英事業の財源を、紫芳会会員からの募金、紫芳会一般会計からの補助金、その他の寄付金をもって構成し、特別会計で維持・管理する。

(育英事業の継続的な見直し)

第11条 紫芳会は、生徒・PTA・紫芳会会員等に対して育英事業の広報・広聴に努めるとともに、経済情勢及び紫芳会の財政状況等を考慮して育英事業の継続的な見直しを図らなければならない。

(奨学金の返還不要の原則)

第12条 給付された奨学金は、第13条に定める場合を除き、返還を不要とする。

(奨学金の返還)

第13条 紫芳会は、奨学金の給付を受けた者が次の各号の一つに該当する場合には、立川高校に協力を求め、当該受給者から給付した奨学金の全部または一部を返還させる。

- (1) 理事会で承認された使途以外に奨学金を使用したとき。
- (2) 偽りの申請その他の不正手段によって給付を受けたとき。
- (3) 奨学金の給付を受けた者が、校則・法令等に違反し罰則を受けたとき。
- (4) その他、奨学金を受給するにふさわしくないと判断される特別の事情のあるとき。

(紫芳会事務局の役割)

第14条 紫芳会事務局は、第5条に定める奨学金給付の募集または推薦受付け、選考委員会の開催準備、給付決定者への支払い等に関する事務を行う。

(規程の制定・改廃)

第15条 本規程の制定・改廃は、理事会の決議を得て行うものとする。

付則

- 2014（平成26）年5月31日制定・実施
- 2014（平成26）年9月20日一部改定（第110回理事会）
- 2020（令和2）年1月18日一部改定（第171回理事会）
- 2023（令和5）年1月21日全面改定（第203回理事会）
- 2023（令和5）年6月17日一部改定（第208回理事会）
- 2024（令和6）年12月21日一部改定（第225回理事会）
- 2025（令和7）年3月15日一部改定（第227回理事会）